

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一～二十 (略)</p> <p>二十の二 外国会社報告書 法第二十四条第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社報告書をいう。</p> <p>二十一 (略)</p> <p>二十一の二 外国会社半期報告書 法第二十四条の五第七項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社半期報告書をいう。</p> <p>二十二・二十三 (略)</p> <p>(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手續等)</p> <p>第二十五条 第九条の規定は、外国特定有価証券の発行者が令第四条第五項において準用する同条第一項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。</p> <p>2 特定有価証券に係る令第四条第五項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一～二十 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二十一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二十二・二十三 (略)</p> <p>(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手續等)</p> <p>第二十五条 第九条の規定は、外国特定有価証券の発行者が令第四条第四項において準用する同条第一項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。</p> <p>2 特定有価証券に係る令第四条第四項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p>

一〇六 (略)

3・4 (略)

5 特定有価証券に係る令第四条第五項において準用する同条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、四年とする。

6 特定有価証券に係る令第四条第五項において準用する同条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

7 (略)

(外国会社報告書の提出要件)

第二十七条の二 法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げるすべての要件を満たす場合とする。

一 報告書提出外国会社（法第二十四条第八項に規定する報告書提出外国会社をいう。次号、第三号及び第二十八条の二において同じ。）が有価証券報告書等（法第二十四条第八項に規定する有価証券報告書等をいう。次号において同じ。）に代えて外国会社報告書を提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認めること。

二 報告書提出外国会社が外国会社報告書を提出しようとする場合において、当該外国会社報告書に係る特定期間に係る外国会社半期報告書（当該特定期間が一年でない場合にあつては、当該特定期間の直前特定期間に係る外国会社報告書）を提出していないときは、次のいずれかの書類のうち、当該外国会社報告書を提出する直前に提出するものに、当該書類の提出の後において有価証券

一〇六 (略)

3・4 (略)

5 特定有価証券に係る令第四条第四項において準用する同条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、四年とする。

6 特定有価証券に係る令第四条第四項において準用する同条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

7 (略)

(新設)

報告書等に代えて当該外国会社報告書を提出する旨の記載があること。

イ 当該外国会社報告書に係る特定有価証券に係る有価証券届出書

ロ 当該外国会社報告書に係る特定期間に係る半期報告書（当該特定期間が一年でない場合にあつては、当該特定期間の直前特定期間に係る有価証券報告書）

2 法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 外国有価証券市場（法第二条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。次号において同じ。）を開設する者

二 外国有価証券市場に準ずるものとして外国に開設された法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場の性質を有する市場を開設する者

（外国会社報告書の提出等）

第二十七条の三 法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を提出しようとする外国特定有価証券の発行者は、外国会社報告書三通を関東財務局長に提出しなければならない。

2 法第二十四条第九項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、次の各号に定める事項とする。

一 第七号の二様式のうち「第一号」の「第一号」

（新設）

- 「ファンドの状況」の「1 ファンドの性格」の「(2) ファンドの仕込み」に記載すべき事項に相当する事項
- 「第七号の二様式のうち「第一部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」の「4 手数料等及び税金」に記載すべき事項に相当する事項
- 3 | 法第二十四条第八項に規定する外国会社報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第七号の二様式による有価証券報告書に記載すべき事項のうち、当該外国会社報告書に記載されていない事項を日本語によって記載したものとする。
- 4 | 法第二十四条第九項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次の各号に定める事項とする。
- 一 外国会社報告書に次に定める事項が記載されている場合は、その全文を日本語によって記載したもの
 - イ 第七号の二様式のうち「第一部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」の「2 投資方針」に記載すべき事項に相当する事項
 - ロ 第七号の二様式のうち「第一部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」の「3 投資リスク」に記載すべき事項に相当する事項
 - ハ 第七号の二様式のうち「第一部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」の「5 運用状況」に記載すべき事項に相当する事項
 - ニ 第七号の二様式のうち「第一部 ファンド情報」の「第2

外国投資信託受託証券事務の概要」に記載すべき事項に相当する事項

ホ 第七号の二様式のうち「第二号 フランブの財産評価」の「第4 フランブの総理状況」の「1 財務諸表」の(1)及び(2)に記載すべき事項に相当する事項（これらの作成に関する重要な会計方針の注記を含む。）

二 第七号の二様式による有価証券報告書に記載すべき事項と当該事項に相当する外国会社報告書の記載事項との対照表

5 第九条の規定は、外国特定有価証券の発行者が法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を提出する場合について準用する。

6 外国特定有価証券の発行者が提出する外国会社報告書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語によって記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一 第七号の二の二様式により作成した書面

二 外国会社報告書に記載された代表者が当該外国会社報告書の提出に関し正当な権限を有することを証する書面

三 当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該外国会社報告書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

（外国会社報告書の提出期限の承認の手続等）

第二十七条の四 法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を提出しようとする外国特定有価証券の発行者が令第四条の四ただし

（新設）

- 書に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。
- 一 当該外国会社報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期間
 - 二 当該外国会社報告書に係る特定期間終了の日
 - 三 当該外国会社報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由
- 2| 第九条の規定は、外国特定有価証券の発行者が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。
- 3| 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款、約款若しくは規約又は信託契約書
 - 二 当該承認申請書に記載された当該外国特定有価証券の発行者の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面
 - 三 当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書提出に関する一切の行為につき当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を付与したことを証する書面
 - 四 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文
- 4| 関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国特定有価証券の発行者が、その本国の法令又は慣行により、外国会社報告書を当該外国特定有価証券に係る特定期間経過後四月

以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあった日の属する特定期間（その日が特定期間開始後四月以内（直前特定期間に係る外国会社報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前特定期間）から当該申請に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する特定期間の直前特定期間までの特定期間に係る外国会社報告書について、承認をするものとする。

5 前項の承認は、同項の外国特定有価証券の発行者が毎特定期間経過後四月以内に次の各号に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同内容である場合には、当該書面は提出しないことができる。

一 当該特定期間中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

二 前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

6 第三項及び前項に掲げる書類が日本語によって記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（公告の方法）

第二十七条の五 （略）

（電子公告による公告ができない場合の承認等）

（公告の方法）

第二十七条の二 （略）

（電子公告による公告ができない場合の承認等）

第二十七条の六 (略)

(公告の中断の内容の公告)

第二十七条の七 (略)

(外国会社半期報告書の提出要件)

第二十八条の二 法第二十四条の五第七項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げるすべての要件を満たす場合とする。

一 報告書提出外国会社が外国会社半期報告書を半期報告書に代えて提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認めること。

二 報告書提出外国会社が、外国会社半期報告書を提出しようとする場合において、当該外国会社半期報告書に係る特定期間の直前特定期間に係る外国会社報告書を提出していないときは、次のいずれかの書類のうち、当該外国会社半期報告書を提出する直前に提出するものに、当該書類の提出の後において半期報告書に代えて当該外国会社半期報告書を提出する旨の記載があること。

イ 当該外国会社報告書に係る特定有価証券に係る有価証券届出書

ロ 当該外国会社半期報告書に係る特定期間の直前特定期間に係る有価証券報告書

(外国会社半期報告書の提出等)

第二十八条の三 法第二十四条の五第七項の規定により外国会社半期

第二十七条の三 (略)

(公告の中断の内容の公告)

第二十七条の四 (略)

(新設)

(新設)

- 報告書を提出しようとする外国特定有価証券の発行者は、外国会社半期報告書三通を関東財務局長に提出しなければならない。
- 2 法第二十四条の五第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社半期報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第十号の様式による有価証券報告書に記載すべき事項のうち、当該外国会社半期報告書に記載されていない事項を日本語によって記載したものとする
- 3 法第二十四条の五第八項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次の各号に定める事項とする。
- 一 外国会社半期報告書に次に定める事項記載されている場合は、その全文を日本語によって記載したもの
 - イ 第十号の様式のうち「1」の「トククマの概況」の「(1) 経営状況」に記載すべき事項に相当する事項
 - ロ 第十号の様式のうち「1」の「トククマの概況」の「(2) 配当状況」に記載すべき事項に相当する事項
 - ハ 第十号の様式のうち「2」の「トククマの財務状況」の(1)に記載すべき事項に相当する事項
 - ニ 第十号の様式による半期報告書に記載すべき事項と当該事項に相当する外国会社半期報告書との対照表
- 4 第九条の規定は、外国特定有価証券の発行者が法第二十四条の五第七項の規定により外国会社半期報告書を提出する場合について準用する。
- 5 外国特定有価証券の発行者が提出する外国会社半期報告書には、

次に掲げる書面を添付しなければならない。この場合において、当該事項が日本語をもって記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一 第十号の二の様式により作成した書面

二 外国会社半期報告書に記載された代表者が当該外国会社半期報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

三 当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該外国会社半期報告書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

○ 特定有価証券の内容及び開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十一号）

改 正 案	現 行
<p>第七号の二の様式</p> <p><u>【表紙】</u></p> <p><u>【提出先】</u> 関東財務局長</p> <p><u>【提出日】</u> 平成 年 月 日</p> <p><u>【計算期間】</u> 第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）</p> <p><u>【ファンド名】</u> _____</p> <p><u>【発行者名】</u> _____</p> <p><u>【代表者の役職氏名】</u> _____</p> <p><u>【本店の所在の場所】</u> _____</p> <p><u>【代理人の氏名又は名称】</u> _____</p> <p><u>【代理人の住所又は所在地】</u> _____</p> <p><u>【事務連絡者氏名】</u> _____</p> <p><u>【連絡場所】</u> _____</p> <p><u>【電話番号】</u> _____</p> <p><u>【縦覧に供する場所】</u> 名称 _____（所在地）</p>	<p>（新設）</p>

○ 特定有価証券の内容及び開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十一号）

改 正 案	現 行
<p>第十号の二の様式</p> <p><u>【表紙】</u></p> <p><u>【提出先】</u> 関東財務局長</p> <p><u>【提出日】</u> 平成 年 月 日</p> <p><u>【計算期間】</u> 第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）</p> <p><u>【ファンド名】</u> _____</p> <p><u>【発行者名】</u> _____</p> <p><u>【代表者の役職氏名】</u> _____</p> <p><u>【本店の所在の場所】</u> _____</p> <p><u>【代理人の氏名又は名称】</u> _____</p> <p><u>【代理人の住所又は所在地】</u> _____</p> <p><u>【事務連絡者氏名】</u> _____</p> <p><u>【連絡場所】</u> _____</p> <p><u>【電話番号】</u> _____</p> <p><u>【縦覧に供する場所】</u> 名称 _____（所在地）</p>	<p>（新設）</p>